

(別添)

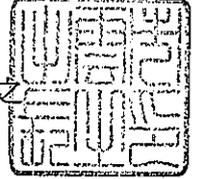
## 周辺自治体からの意見



防災第224号  
令和4年(2022)6月7日

島根県知事 丸山 達也 様

出雲市長 飯塚 俊之  
(防災安全部防災安全課)



「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る  
覚書に基づく県からの意見照会について (回答)

このことについて、令和4年6月2日付、原第123号で依頼のありました「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書に基づく意見照会につきまして、別紙のとおり回答いたします。

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書に基づく県からの意見照会について（回答）

島根原子力発電所2号機の再稼働に係る県の判断は、本市の意見を踏まえたものと思料します。

なお、市民の安全と安心を守る立場から、下記の付帯意見が適切に反映されるよう改めて要請します。

#### 記

#### 付帯意見

##### 【中国電力株式会社に求める事項】

1. 早期に立地自治体と同様な安全協定を締結すること。
2. 島根原子力発電所の安全対策については、新規制基準に基づく対策はもとより、新たな知見に基づき更なる安全性を追求すること。
3. 新たな計画、申請（変更を含む）、安全対策等を行う場合は、周辺自治体及びその市民に対して、わかりやすく丁寧な情報提供に努めること。
4. 原子力規制委員会における審査及び検査の状況については、適宜、市民に対して、わかりやすい言葉で適切に情報提供を行うこと。
5. 不適切事案により、原子力発電所の事業者としての資質を問われないよう、協力会社を含め万全の管理と安全教育を徹底すること。
6. 核物質防護に携わる全ての職員が、その重要性を再認識し、島根原子力発電所の核物質防護に万全を期すこと。
7. 原子力発電所の運用、重大事故等の対処について、原子力発電に携わる全ての職員が、施設、設備を支障なく使いこなせるように人的訓練を十分重ねて、万全の体制を構築すること。

8. 広域避難計画について、避難や避難所における避難者への支援等、事業者として最大限関与すること。
9. 原子力発電に伴い発生する使用済燃料及び高レベル放射性廃棄物については、国との連携のもと、事業者の責任において処分すること。

#### 【県に求める事項】

1. 出雲市を含む周辺自治体が、立地自治体と同様な安全協定を早期に締結できるよう、必要な支援を講ずること。
2. 広域避難計画について、避難道路の対策（道路整備、渋滞対策等）、避難手段の確実な確保（避難車両の確保、避難ルート多重化）、複合災害時の対策、感染症などへの対策、受入先自治体の理解促進、避難行動要支援者の避難支援の充実、住民への周知、理解の促進など、更なる実効性の向上を図る取組を、引き続き積極的に講ずること。

#### 【県を介して国に求める事項】

1. 原発の稼働・再稼働については、原発事故のリスクに鑑みて、UPZの区域を含む周辺自治体の意見を十分に反映できる新たな法制度を構築すること。また、新たな法制度構築までの暫定的措置として、電力事業者と、立地自治体と同様な安全協定が締結できるよう支援すること。
2. 島根原子力発電所の新規制基準適合性審査等にあたっては、住民の安全確保の観点から厳格に審査を行うこと。また、中国電力株式会社が、過去に不適切事案を発生させたことを踏まえ、日常の原子力規制検査においても、適切かつ厳格な指導を行うこと。
3. 国のエネルギー政策として、安全性を前提とした上で、安定供給を第一とし、経済効率性の向上、環境への適合を図るため、再生可能エネルギーの普及促進を加速させるとともに、将来的には原子力発電への依存度を可能な限り低減させ、持続可能な電源確保に向けた取組を着実に進めること。

4. 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の再処理等の取組を加速させるとともに、高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する取組を国及び電力事業者の責任において、着実かつ早期に進めること。
5. 国のエネルギー政策、原子力発電の安全対策及び避難対策について、今後も引き続き、自治体等の要請に応じて説明を行うこと。
6. 広域避難計画がより実効性のあるものとなるよう、国の関与を強め、原子力防災体制の更なる充実・強化に向けた取組を促進すること。
7. 原子力発電所の周辺地域においても原子力防災対策に必要な財源を措置すること。



安 防 第 4 4 号  
令和 4 年 6 月 6 日

島根県知事 丸 山 達 也 様  
(防災部原子力安全対策課)

安来市長 田 中 武 夫  
(総務部防災課)



『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る  
覚書」に基づく手続きについて (回答)

令和 4 年 6 月 2 日付け原第 1 2 3 号で依頼のあった件について、別紙のとおり  
回答します。

『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る  
覚書」に基づく意見について（回答）

島根原子力発電所2号機の再稼働について、本市をはじめとする関係自治体や島根県議会、島根県民の意見を踏まえ、再稼働を容認することとした島根県の判断及び中国電力に対し事前了解を行うことについて了解します。

なお、了解にあたっては、安来市民の安全と安心を守る立場から、改めて次の意見を付し、それが適切に反映されるよう要請します。

1. 中国電力株式会社に求める事項

- (1) 再生可能エネルギーの技術開発・導入を更に進めるなど、環境への適合を図り、より安全で安定かつ安価な電源確保に取り組むこと。
- (2) 今後、安全確保に関する新しい知見等が明らかとなった場合には、対策の迅速かつ適切な検討・反映、必要な設備整備等を行うなど、引き続き安全確保に万全を期すこと。
- (3) これまで発生した不適切事案への反省等も踏まえ、平常時の運転、施設設備の維持・管理を適切に行うとともに、緊急時の対応に万全を期すため、要員の十分な確保と教育等による技量の維持・向上を図っていくこと。
- (4) 使用済燃料の安全かつ的確な保管・処理及び処分について、関係自治体等の理解を得ながら着実に取り組みを進めていくこと。
- (5) 地域産業の発展を図っていくために重要な、安定かつ安価な電気の供給に努めるとともに、周辺地域の企業への工事発注や宿泊施設の利用など、周辺地域の経済発展に貢献すること。

2. 島根県に求める事項

- (1) 再生可能エネルギーの技術開発・導入を更に進め、可能な限り原子力発電への依存度を低減させながら、環境への適合を図り、より安全で安定かつ安価な電気の供給を実現し、適切な電源構成を目指すよう国へ求めること。
- (2) 立地・周辺自治体が行う原子力災害対策に関わる施設設備の整備、訓練等防災関係者の技量向上や住民への周知等の取り組みに対し、十分な財政的・技術的な支援を行うよう国に求めること。

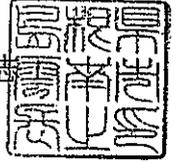
- (3) 使用済燃料の安全かつ的確な保管・処理及び処分が確実に行われるよう、中間貯蔵能力の拡大や高レベル放射性廃棄物の最終処分地選定、六ヶ所再処理工場の稼働などの核燃料サイクル政策への対応を先送りせず、国が前面に立って着実に取り組みを進めていくよう求めること。
- (4) 原子炉設置変更許可など重要な変更等が行われる場合に、周辺自治体の意見等を反映する新たな制度の構築について国に強く要請すること。
- (5) 原子力発電所が立地することで周辺地域にとっては、原子力防災対策の準備だけではなく、住民への心理的な面を含め大きな負担となっていることから、原子力発電を支える周辺地域の自治体が行う地域振興の取り組みに対し、国の財政支援を拡充するよう求めること。



原 防 第 6 2 号  
令和 4 年 6 月 7 日

島根県知事 丸 山 達 也 様  
(防災部原子力安全対策課)

雲南市長 石 飛 厚 志  
(防災部防災安全課)



『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る  
覚書」に基づく意見について (回答)

令和 4 年 6 月 2 日付け原第 1 2 3 号で照会のあったことについて、別紙のとおり回答します。

「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書」に基づく意見について (回答)

島根原子力発電所2号機の再稼働について容認され、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条の規定に基づき、中国電力に対して事前了解を行われること並びに国に対して中国電力に事前了解を行った旨を回答されることを了解します。

あわせて、中国電力及び国に対する要請事項についても了解します。

なお、了解するにあたっては、雲南市民の安全と安心を守る立場から、下記の付帯意見が適切に反映されるよう改めて要請します。

記

1. 中国電力株式会社に求める事項

- (1) 電力の需給バランス及び電源構成において、火力発電の今後の見通しを示すとともに、再生可能エネルギーの技術開発・導入の促進や新エネルギーの開発など、環境への適合を図り、より安全で安定かつ安価な電源確保に努め、できる限り早期に転換が図られるよう取り組むこと。
- (2) 原子力規制委員会の設計及び工事計画認可申請や保安規定変更認可申請の審査の状況については、引き続き丁寧な情報提供を行うこと。
- (3) 今後、安全確保に関する新しい知見等が明らかとなった場合には、対策の迅速かつ適切な検討・反映、必要な設備整備等を行うなど、引き続き安全確保に万全を期すこと。
- (4) 安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育・訓練といった人的な対応による安全文化の醸成に関しても、不断の充実・強化を図るよう適切な取り組みを行うこと。
- (5) 使用済燃料の安全かつ的確な保管・処理及び処分について、関係自治体等の理解を得ながら、事業者は責任をもって、国と連携し取り組みを加速させること。
- (6) 緊急時に住民の安全確保に大きな責務を有する周辺自治体としての意見等がしっかりと反映されるよう、事前了解権を含む安全協定を締結すること。

## 2. 国に求める事項

- (1) 徹底した省エネの推進、再生可能エネルギーの技術開発・導入の促進や新エネルギーの開発などにより、可能な限り原子力発電への依存度を低減させながら、環境への適合を図り、より安全で安定かつ安価な電気の供給を実現し、適切な電源構成を目指すとともに、できる限り早期に転換が図られるよう取り組むこと。
- (2) エネルギー政策及び原子力政策の状況について、今後も市民に分かりやすく丁寧に説明を行うこと。
- (3) 島根原子力発電所2号機的设计及び工事計画認可申請や保安規定変更認可申請の審査などに当たって、市民の安心・安全を確保する観点から、厳格な審査を行うこと。
- (4) 審査においては、常に最新の知見を規制基準に反映し、将来にわたって、不断の安全性向上に取り組むこと。
- (5) 立地・周辺自治体が行う原子力災害対策に関わる施設設備の整備、訓練等防災関係者の技量向上や住民への周知等の取組みに対し、十分な財政的・技術的な支援を行うこと。
- (6) 原子力災害対応については、国が主導的な役割を担い、特に複合災害など不測の事態において、実動機関の全面的な支援が円滑に受けられるよう、関係機関の連携を強化するとともに、原子力災害対策の実効性向上に継続的に取り組むこと。
- (7) 使用済燃料の安全かつ的確な保管・処理及び処分が確実に行われるよう、事業者と連携し、国の責任で取組みを加速させること。  
なお、中間貯蔵能力の拡大や高レベル放射性廃棄物の最終処分地選定、六ヶ所再処理工場の稼働などの核燃料サイクル政策への対応等について、今後も丁寧に説明を行うこと。
- (8) 原子炉設置変更許可など重要な変更等が行われる場合に、周辺自治体の意見等を反映する新たな制度を構築すること。



第 202100325588 号  
令和 4 年 3 月 28 日

島根県知事 丸山 達也 様

鳥取県知事 平井 伸治



「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づく  
手続きについて (回答)

令和3年12月14日付原第638号で依頼のあったこのことについては、今後、  
貴県の判断の説明を受け、米子市及び境港市の意見等を踏まえて回答します。

なお、中国電力株式会社からの事前報告に対し別添写しのとおり回答し、常に最新  
の知見を反映し安全性の向上に努めることなど7項目について特に強く求めました。

また、国に対して別添写しのとおり申し入れしました。

貴職におかれましては、島根原子力発電所で事故が起きた場合には県境に関係なく  
当県の県民も大きな影響を受けることに御理解いただき、島根原子力発電所2号機の  
新規制基準への適合性申請に係る事前了解願いに係る貴県の判断に際して、当職の考  
え方を反映していただきますよう御高配方、宜しくお願いいたします。

第 202100325587 号  
防起第 3219 号-1  
受境自第 41-1 号  
令和 4 年 3 月 25 日

中国電力株式会社  
代表取締役社長 清水 希茂 様

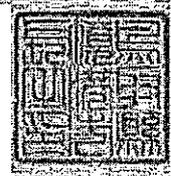
鳥取県知事 平井 伸治



米子市長 伊木 隆司



境港市市長 伊達 憲太郎



原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について (回答)

平成25年11月21日付電原総第24号で報告のあったこのことについては、安全を第一義として、下記の条件を前提として了解するものであり、貴社の誠意ある対応を強く求めます。

#### 記

- 1 島根原子力発電所2号炉の安全対策については、新規規制基準の適合をもって終わりではなく、ゼロリスクを追求し続けること。このため、常に最新の知見を反映（バックフィット）し、自主的にも安全性向上の取組を進め、最先端の対策をとること。また、万一が一事故が発生した場合には、責任をもって完全かつ十分な賠償を行うこと。
- 2 引き続き実施される原子力規制委員会の工事計画認可等所要の法令上の手続きに真摯に対応するとともに、その状況を適宜鳥取県、米子市及び境港市に報告し、県民に対しても分かりやすく丁寧な説明を行うこと。この際、本県等より意見を出した場合は誠意をもって対応すること。
- 3 長期にわたる停止後の再稼動となるものであり、格段の緊張感をもって安全を第一義として取り組むこと。また、必要な安全性を確保するため、組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承といった組織的・人的能力の向上に向け不断の充実・強化を責任を

もって行うこと。

- 4 島根原子力発電所に対する武力攻撃に関する最新の知見を安全対策に反映するとともに、緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止すること。
- 5 水産資源等に影響を与えるような事態を回避するため、万全な汚染水対策を実施すること。
- 6 貴社と県民の信頼関係の礎となる「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定書」を重んじ、安全を第一義とし、社員の心身の健康管理を含め、今後も安全文化の醸成に取り組み、法令や協定を遵守し信頼回復に務め、必要な対策の実施状況について適切に情報提供を行うこと。
- 7 鳥取県、米子市及び境港市が行う原子力防災対策について、誠意をもって協力を行うこと。また、それぞれの責務を踏まえ、連携、協力内容及び財源措置を継続して実施することを担保する協定を締結すること。

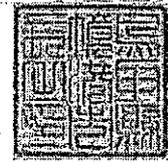
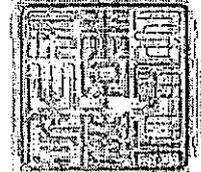
第 202100325589 号  
防起第 3218 号-1  
発境自第 21 号  
令和 4 年 3 月 25 日

経済産業大臣 萩生田 光 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 伊達 憲太郎



中国電力株式会社島根原子力発電所 2 号炉の再稼働に向けた政府の方針に  
ついて (回答)

令和 3 年 9 月 15 日付 20210915 資庁第 1 号で理解要請のあったこのこと  
については、下記事項について申し入れます。

また、中国電力から平成 25 年 11 月 21 日付電原総第 24 号で報告のあった「原  
子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策」については、  
了解する旨回答しました。

ついては、貴職におかれては、下記事項について、関係省庁と連携し、政府として  
適切な対応を強く求めます。

記

- 1 島根原子力発電所 2 号炉の安全確保については、今後行われる工事計画認可等所要  
の法令上の手続きについて、関係事業者等の安全管理体制も含め、厳格な審査等を行  
うこと。併せて、原子力発電所の安全性に関して新たな知見を得たときは、規制基準  
を速やかに見直すとともに、その内容について県民に分かりやすく説明し、厳格な審  
査を行うこと。
- 2 中国電力が行う島根原子力発電所 2 号炉の再稼働については、政府を挙げて安全が  
必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、再稼働に係る安全の確保については政府

が責任をもって対処すること。さらに、万が一事故が発生した場合には、全責任をもって賠償すること。

- 3 中国電力が行う島根原子力発電所の汚染水対策を、適切に実施させること。
- 4 使用済燃料の最終処分については、確実に実施できるよう国が前面に立って責任をもって対処すること。
- 5 再生可能エネルギーの主力電源化を進め、再生可能エネルギーの導入を効果的に進めるなど、可能な限り原発依存度の低減に向けて対策を講じること。
- 6 鳥取県、米子市及び境港市における島根原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策等について、政府内で調整を図り、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。その際、UPZにおける原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災支援基地の早期整備をはじめ、原子力防災対策に必要な財源を確保し措置すること。
- 7 原子力防災体制の確立に当たり、避難計画の実効性を更に深化させるため、島根地域原子力防災協議会などを通じて、引き続き国が責任をもって取り組むこと。
- 8 今後再稼働を進めるに際しては、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にある以上、周辺自治体のこうした現実に対して見合うよう相応の財政的配慮を制度化し実行すること。
- 9 島根原子力発電所の事故時の避難では、島根県からの避難者も弓ヶ浜半島を通過する計画となっている。円滑な避難を行うためには、米子境港間の高規格道路が必要であり、早期に整備を行うこと。
- 10 原子力発電所に対する武力攻撃について、これへの対処、十分な安全対策、原子力防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行うこと。また、その内容については、県民に分かりやすく説明するとともに、外交等を通じて毅然として対処しその抑止を図り、併せて原子力発電所への武力攻撃に対して防御するため、自衛隊による対処も含め万全を期すこと。また、原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、原子力事業者に対し運転停止を迅速に命じることとし、特に緊急を要する場合は、原子力事業者が直ちに運転を停止できるよう事業者の指導を行うこと。さらに、原子力発電所に対する武力攻撃時の住民避難等について、国民保護法に基づく国民保護措置をはじめとした対策を万全に実施できるよう、政府で責任をもって体制構築と現場支援を行うこと。